

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(2012年5月9日 現在)

		出荷制限	摂取制限
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	2011/10/14~:(土浦市、行方市、鉢田市、小美玉市) 2011/11/10~:(茨城町、阿見町) 2012/4/6~:(常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市) 2012/4/13~:(ひたちなか市、那珂市)	—
	原木シタケ(施設栽培)	2011/10/14~:(土浦市、鉢田市) 2011/11/10~:(茨城町)	—
	タケノコ	2012/4/6~:(潮来市、小美玉市、つくばみらい市) 2012/4/13~:(石岡市、龍ヶ崎市、取手市、守谷市、茨城町、利根町) 2012/4/19~:(ひたちなか市、鉢田市、東海村) 2012/4/26~:(北茨城市、大洗町)	—
	こしあぶら(野生のものに限る。)	2012/5/2~:(日立市、常陸大宮市)	—
	シロメバル	2012/4/13~:(最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域)	—
	スズキ	2012/4/17~:(最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域)	—
	ニベ	2012/4/17~:(最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域)	—
	ヒラメ	2012/4/17~:(最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域)	—
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	2012/4/17~:(霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川)	—
	ギンブナ(養殖を除く。)	2012/4/17~:(霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川)	—
水産物	ウナギ	2012/5/7~:(霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の郡河川(支流を含む。))	—
	肉 イノシシ肉	2011/12/21~:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	—
	その他 茶	2011/6/2~:(29市7町2村) ^{※2}	—
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	2012/2/15~:(那須塩原市、矢板市) 2012/4/10~:(宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町) 2012/4/11~:(大田原市、日光市、益子町) 2012/4/12~:(足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町) 2012/4/13~:(栃木市、壬生町)	—
	原木シタケ(施設栽培)	2012/2/15~:(那須塩原市、矢板市) 2012/4/10~:(芳賀町、那須町) 2012/4/12~:(大田原市)	—
	原木クリタケ(露地栽培)	2011/11/7~:(鹿沼市、矢板市) 2011/11/8~:(太田原市、那須塩原市)	—
	原木ナメコ(露地栽培)	2011/11/14~:(那須塩原市、日光市)	—
	タケノコ	2012/5/1~:(那須塩原市、那須町) 2012/5/2~:(日光市、大田原市)	—
	こしあぶら(野生のものに限る。)	2012/5/1~:(太田原市、那須町、茨木町)	—
	さんしょ(野生のものに限る。)	2012/5/1~:(宇都宮市、日光市)	—
	せんまい(野生のものに限る。)	2012/5/7~:(日光市、那須町)	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	2012/4/27~:(大田原市、矢板市) 2012/5/1~:(那須町)	—
	水産物 ウグイ(養殖を除く。)	2012/5/7~:(大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)、武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の郡河川(うち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、堆原ダムの上流及びその支流を除く。))	—
肉	牛肉 ^{※1}	2011/8/2~:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
	イノシシ肉	2011/12/5~:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	—
	シカ肉	2011/12/2~:(全域)	—
	その他 茶	2011/6/2~:(鹿沼市、太田原市) 2011/7/8~:(栃木市)	—
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	2011/10/11~:(我孫子市、君津市) 2011/11/18~:(流山市) 2011/12/22~:(佐倉市) 2012/2/23~:(印西市) 2012/4/10~:(白井市) 2012/4/19~:(千葉市、八千代市)	—
	タケノコ	2012/4/5~:(市原市、木更津市) 2012/4/6~:(我孫子市、栄町) 2012/4/11~:(柏市、白井市、八千代市) 2012/4/12~:(船橋市) 2012/4/18~:(芝山町)	—
	こしあぶら	2011/6/2~:(野田市、成田市、八街市、富里市、山武市)	—
	茶	2011/7/4~:(勝浦市)	—
	水産物 ヤマメ(養殖を除く。)	2012/4/27~:(吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。))	—
	その他 茶	2011/6/30~:(造川市、柏原市)	—
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	2012/1/16~:(白石市及び角田市) 2012/3/8~:(丸森町) 2012/3/15~:(藏王町) 2012/4/5~:(村田町) 2012/4/11~:(気仙沼市、南三陸町) 2012/4/12~:(栗原市) 2012/4/20~:(大崎町) 2012/4/25~:(巣米市、東松島市) 2012/4/27~:(仙台市、名取市、加美町) 2012/5/7~:(川崎町、大和町、高岡町) 2012/5/9~:(角田町)	—
	タケノコ	2012/5/1~:(白石市、丸森町) 2012/4/27~:(大崎町、裏原市) 2012/5/2~:(加美町) 2012/5/9~:(気仙沼市)	—
	こしあぶら	2012/5/7~:(巣米市、栗原市) 2012/5/9~:(大崎町、南三陸町)	—
	スズキ	2012/4/12~:(宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域)	—
	マダラ	2012/5/2~:(最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域)	—
	ヒガンフグ	2012/5/9~:(宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域)	—
	ヤマメ(養殖を除く。)	2012/4/20~:(阿武隈川(支流を含む。ただし、十七番ダムの上流を除く。))	—
	ウグイ	2012/4/20~:(阿武隈川(支流を含む。ただし、十七番ダムの上流を除く。))	—
	肉 牛肉 ^{※1}	2011/7/28~:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	2012/4/13~:(陸前高田市、住田町) 2012/4/20~:(大船渡市) 2012/4/25~:(一関市、姜石市、奥州市、蘆野町、大槌町) 2012/5/2~:(花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町)	—
	水産物 マダラ	2012/5/2~:(最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域)	—
	イワナ(養殖を除く。)	2012/5/8~:(磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。))	—
	その他 牛肉 ^{※1}	2011/8/1~:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—

※1 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月龄未満の牛のを除く。)及び畜舎への出荷を差し控える要請

※2 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常陸赤城郡、高萩市、北茨城市、伊聞町、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉢田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、阿見町、河内町、五霞村、利根町、東海村、美浦村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県):2012年5月9日現在

出荷制限 福島県	
地域別	
原乳	
2011/3/21~ (右の地域を除く)	
2011/3/21~4/8解除:(喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町) 2011/3/21~4/16解除:(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鶴川村、塙町、矢祭町、いわき市)	
2011/3/21~5/1解除:(相馬市、鹿島区のうち、鳥崎、大内、川子及び塙崎を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。)	
2011/3/21~6/8解除:(田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))	
2011/3/21~10/7解除:(会津若松市、桑折町、天栄町、猪苗代町、只見町、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、柳倉町、玉川村、広野町、楢葉町(東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))	
ホウレンソウ、カキナ 2011/3/21~ (右の地域を除く)	
2011/3/21~5/4解除:(白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村)	
2011/3/21~5/11解除:(会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代町、岐阜村)	
2011/3/21~5/25解除:(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))	
2011/3/21~6/1解除:(郡山市、須賀川市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	
2011/3/21~6/23解除:(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村)	
2011/3/21~11/4解除:(広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))	
2011/3/23~ (右の地域を除く)	
2011/3/23~5/4解除:(白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村)	
2011/3/23~5/11解除:(会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代町、岐阜村)	
2011/3/23~5/25解除:(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))	
2011/3/23~6/1解除:(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	
2011/3/23~6/23解除:(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村)	
2011/3/23~11/4解除:(広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))	
2011/3/23~4/27解除:(白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村)	
2011/3/23~5/11解除:(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	
2011/3/23~5/4解除:(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	
2011/3/23~5/11解除:(会津若松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))	
2011/3/23~5/25解除:(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))	
2011/3/23~6/1解除:(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	
2011/3/23~10/29解除:(広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))	
2011/3/23~4/27解除:(白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村)	
2011/3/23~5/4解除:(いわき市)	
2011/3/23~5/11解除:(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	
2011/3/23~5/18解除:(会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、猪苗代町、岐阜村、只見町)	
2011/3/23~6/15解除:(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))	
2011/3/23~10/28解除:(広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))	
2011/3/23~5/4解除:(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	
2011/3/23~5/11解除:(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))	
2011/3/23~10/29解除:(広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))	
2011/3/23~4/27解除:(白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村)	
2011/3/23~5/4解除:(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	
2011/3/23~5/11解除:(会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、猪苗代町、岐阜村、只見町)	
2011/3/23~6/23解除:(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))	
2011/3/23~11/4解除:(広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))	
2011/4/13~(福島市)	
2011/4/13~4/25解除:(いわき市)	
2011/4/16~(本宮市)	
2011/4/13~5/16解除:(田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、新地町)	
2011/4/13~5/23解除:(川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))	
2011/10/18~(二本松市)	
2011/10/19~(伊達市)	
2011/7/22~(新地町)	
2011/11/14~(川俣町)	
2011/10/31~(福島市、いわき市)	
2011/9/6~(磐倉町、古殿町)(糸貫根裏に属する野生キノコに限る。)	
2011/9/15~(二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、福島市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、湯川町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、猪苗代町、岐阜村、只見町)	
2011/10/18~(施設栽培)	
2011/7/19~9/7解除:(本宮市)	
2011/11/14~(新地町)	
2011/10/31~(喜多方市)	
2011/9/6~(磐倉町、古殿町)(糸貫根裏に属する野生キノコに限る。)	
2011/9/15~(二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、福島市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、湯川町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、猪苗代町、岐阜村、只見町)	
2011/10/18~(露地栽培)	
2011/7/19~9/7解除:(本宮市)	
2011/11/14~(新地町)	
2011/10/31~(喜多方市)	
2011/9/6~(磐倉町、古殿町)(糸貫根裏に属する野生キノコに限る。)	
2011/9/15~(二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、福島市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、湯川町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、猪苗代町、岐阜村、只見町)	
キノコ類(野生のものに限る。)	
2011/10/18~(喜多方市)	

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年5月9日現在

		出荷制限													
		茨城県		栃木県		群馬県		千葉県		神奈川県		宮城県		岩手県	
		全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別
水産物	スズキ	-	2012/4/17～ 最大高潮時海岸線上福島 茨城両界の正東の線。 我が国他の経済水域の 外縦線、最大高潮時海岸 線上福島茨城両界の正 東の線及び茨城県最大 高潮時海岸線で囲まれた 海域	-	-	-	-	-	-	-	-	2012/4/12～ 宮城県石巻市金華山頂 上から正東の線、我が國 他の経済水域の外縦 線、最大高潮時海岸 線上福島茨城両界の正 東の線、茨城県最大高 潮時海岸線で囲まれた 海域	-	-	
	シロメバル	-	2012/4/13～ 最大高潮時海岸線上福島 茨城両界の正東の線。 我が国他の経済水域の 外縦線、最大高潮時海岸 線上福島茨城両界の正 東の線及び茨城県最大 高潮時海岸線で囲まれた 海域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	ニベ	-	2012/4/17～ 最大高潮時海岸線上福島 茨城両界の正東の線。 我が国他の経済水域の 外縦線、最大高潮時海岸 線上福島茨城両界の正 東の線及び茨城県最大 高潮時海岸線で囲まれた 海域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	ヒラメ	-	2012/4/17～ 最大高潮時海岸線上福島 茨城両界の正東の線。 我が国他の経済水域の 外縦線、最大高潮時海岸 線上福島茨城両界の正 東の線及び茨城県最大 高潮時海岸線で囲まれた 海域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	マダラ	-	2012/5/2～ 最大高潮時海岸線上岩 手宮城両界の正東の 線、我が国他の経済水 域の外縦線、最大高潮時 海岸線上宮城県両界の 正東の線及び茨城県最 大高潮時海岸線で囲 まれた海域	-	-	-	-	-	-	-	-	2012/5/2～ 最大高潮時海岸線上岩 手宮城両界の正東の 線、我が国他の経済水 域の外縦線、最大高潮時 海岸線上宮城県両界の 正東の線及び茨城県最 大高潮時海岸線で囲 まれた海域	-		
	ヒガングフ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2012/5/8～ 宮城県石巻市金華山頂 上から正東の線、我が國 他の経済水域の外縦 線、最大高潮時海岸 線上宮城県両界の正 東の線及び茨城県最 大高潮時海岸線で囲 まれた海域	-	-	
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	-	2012/4/17～ 霞ヶ浦、北浦及び外洋進 港並びにこれらの湖沼に 流入する河川並に常陸 利根川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	ギンナ(養殖を除く。)	-	2012/4/17～ 霞ヶ浦、北浦及び外洋進 港並びにこれらの湖沼に 流入する河川、常陸利根 川並びに茨城県内の那珂 川(支流を含む。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	ウナギ	-	2012/5/7～ 霞ヶ浦、北浦及び外洋進 港並びにこれらの湖沼に 流入する河川、常陸利根 川並びに茨城県内の那珂 川(支流を含む。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	ヤマメ(養殖を除く。)	-	-	-	-	2012/4/27～ 夏野川(支流を含む。)、 喜連川(支流を含む。)、 東吾妻川(支流を含む。)、 南吾妻川(支流を含む。)、 南房総川(支流を含む。) 小川川(支流を含む。)及 び小川川(支流を含む。)	-	-	-	-	-	2012/4/20～ 阿武隈川(支流を含む。 ただし、セトダムの上 流を除く。)	-	-	
肉	イワナ(養殖を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2012/6/8～ 綾井川(支流を含む。) 及び伊勢川(支流を含 む。)	-		
	ウダイ	-	2012/4/7～ 大隅川(支流を含む。)及び 喜連川(支流を含む。)、 鹿児島県内の大隅半島 を除く。及川(支流を含む。) 大隅半島内に位置する川 を除く。ただし、福岡県の 大隅半島の上流及びその 支流を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	2012/4/20～ 阿武隈川(支流を含む。 ただし、セトダムの上 流を除く。)	-			
	牛肉	-	2011/8/2～ (2011/9/25～具の定める 出荷・検査方針に基づき管 理される牛を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	2011/7/28～ (8/19～具の定 める出荷・検査 方針に基づき管 理される牛を除 く。)	-			
	イノシシ肉	-	2011/12/2～ (12/21～具の定める 出荷・検査方針に基づき管 理されるイノシシの肉を除 く。)	-	-	-	-	-	-	-	2011/8/1～ (8/25～具の定 める出荷・ 検査方針 に基づき管 理される牛を除 く。)	-			
その他	シカ肉	-	2011/12/2～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	茶	2011/6/2～ (右の地域を除く。)	2011/6/2～ 古河市、常總市、坂東市、 八千代町、境町 2011/6/2～2012/4/9解除 大子町	-	2011/6/29～ 鹿嶼市、大田原市	-	2011/6/2～ 野田市、成田市、八街 市、富里市、山武市	-	2011/6/2～ 湯河原町	-	2011/6/2～ 湯河原町	-	2011/6/2～ 湯河原町		

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:2012年5月9日現在

		摂取制限	
		福島県	
		全域	地域別
野菜	非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	2011/3/23～ (右の地域を除く)	2011/3/23～5/4解除: (白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
			2011/3/23～5/11解除: (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)
			2011/3/23～5/25解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
			2011/3/23～6/1解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
			2011/3/23～6/23解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村)
			2011/3/23～11/4解除: (広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))
野菜	結球性葉菜類(キャベツ等)	2011/3/23～ (右の地域を除く)	2011/3/23～4/27解除: (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)
			2011/3/23～5/4解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
			2011/3/23～5/11解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
			2011/3/23～5/25解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
			2011/3/23～10/28解除: (広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))
			2011/3/23～4/27解除: (白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
水産物	アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	2011/3/23～ (右の地域を除く)	2011/3/23～5/4解除: (いわき市)
			2011/3/23～5/11解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
			2011/3/23～5/18解除: (会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町)
			(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村)
			2011/3/23～10/28解除: (広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))
			2011/4/13～: 鮫館村
肉	原木しいたけ(露地)	—	2011/9/6～: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
			2011/9/15～: いわき市、棚倉町
			2011/9/20～: 南相馬市
			2011/4/20～
水産物	イカナゴの稚魚	—	2012/3/29～: (新田川(支流を含む。))
			2011/11/9～: (相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村)
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	—	2011/11/25～: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村)
			2011/11/9～: (相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村)
肉	イノシシの肉	—	2011/11/25～: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村)
			2011/11/9～: (相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村)

* [] の箇所は、摂取制限の対象